

# 新公益法人制度移行

## 新法人

# 公益社団法人計測自動制御学会の概要 定款と新法人の運営の要点

2010年9月

理事会

新公益法人対応準備委員会

# 新公益法人制度の概要

## 公益法人制度改革のポイント

- 「民間が担う公益」を我が国社会・経済システムに積極的に位置付け、その活動を促進
- 公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、制度を抜本的に見直し

現行公益法人制度

- ◎法人設立等の主務官庁制・許可主義  
(法人の**設立と公益性の判断は一体**)

<民法に基づく社団法人・財団法人>

○法人の設立

各主務官庁の認可

・自由裁量 ・縦割り

○公益性の判断

各主務官庁の自由裁量

○税との関係

法人格と税の優遇が連動

・法人税は収益事業のみ課税

※ 更に一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄附金優遇



新たな制度

- ◎主務官庁制・認可主義の廃止  
(法人の**設立と公益性の判断を分離**)

○法人の設立

・準則主義

○公益性の判断

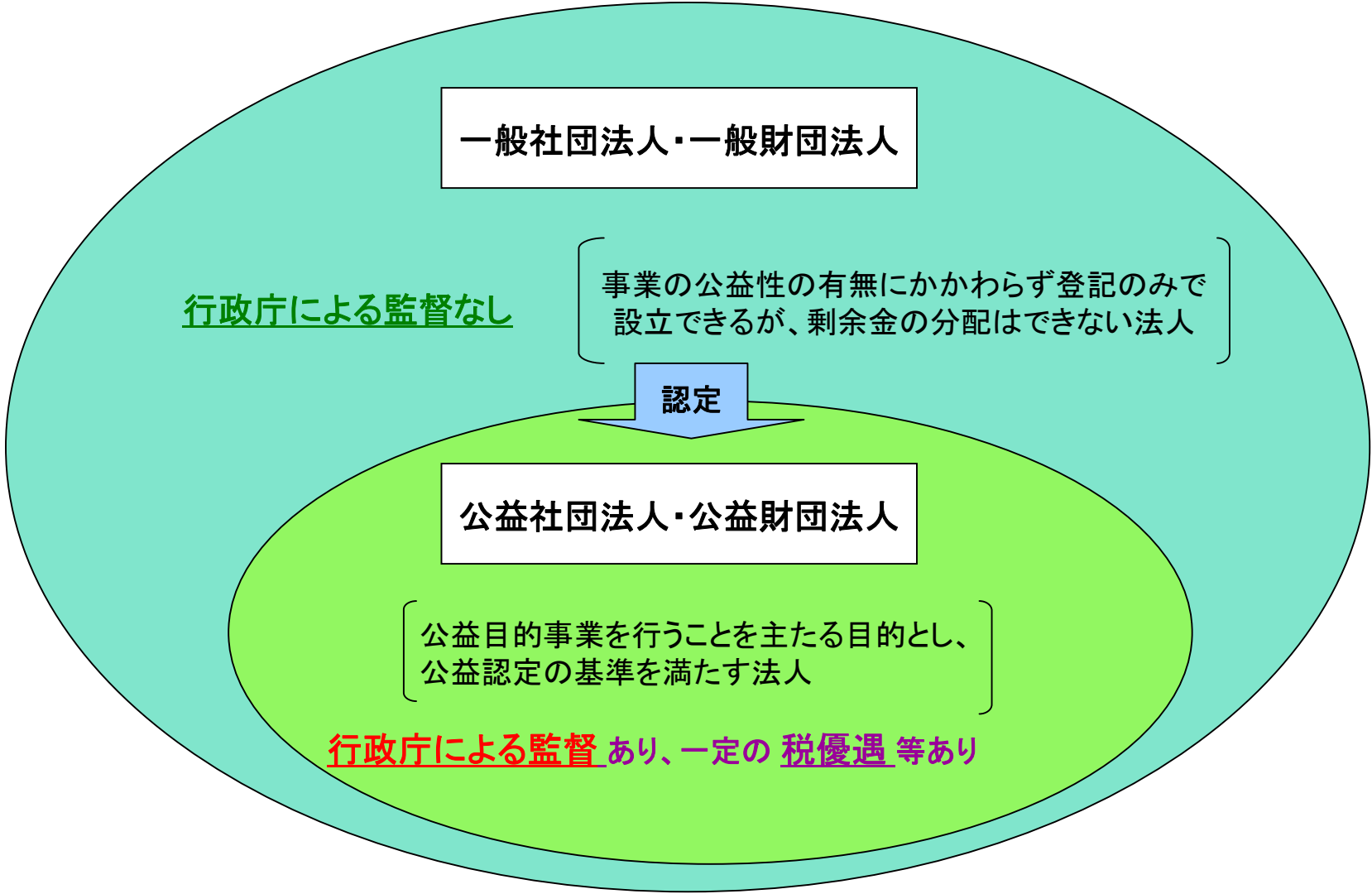
一般法人の中から、民間有識者による委員会の意見に基づき、内閣総理大臣又は知事が認定

・統一的な判断 ・明確な基準

○税との関係

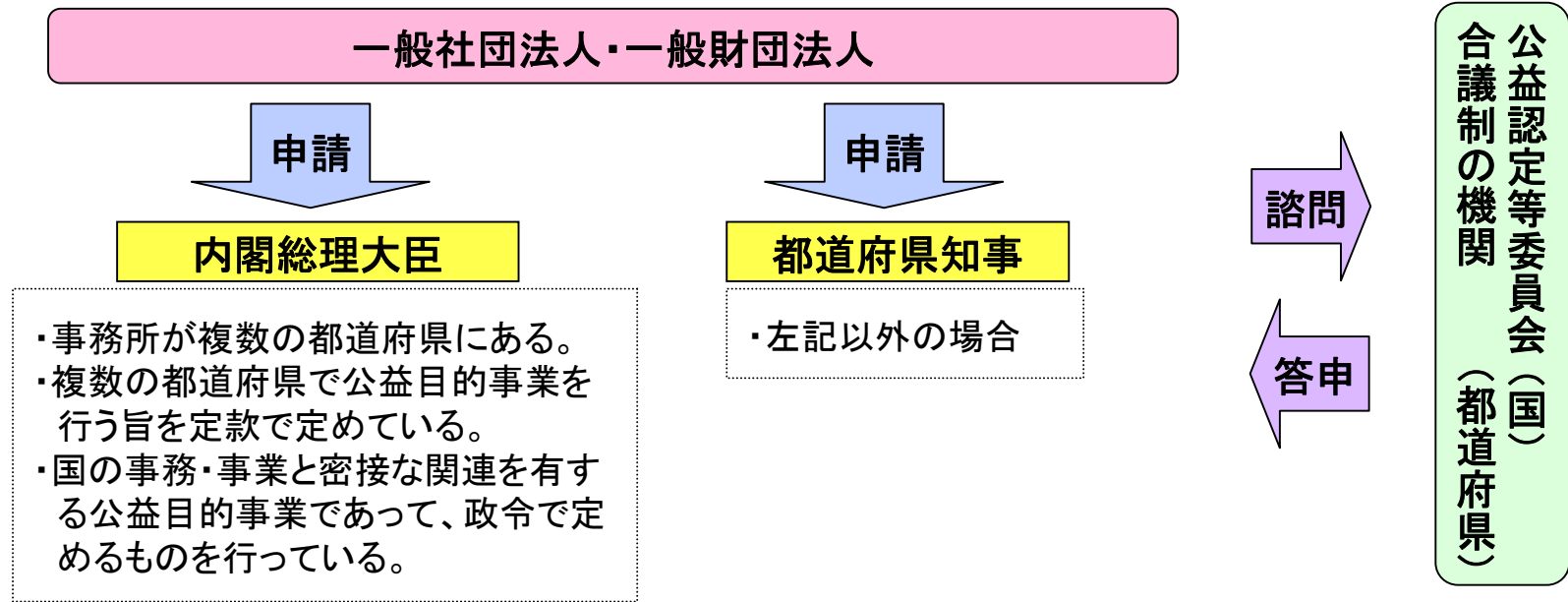
公益認定を受けた法人について優遇

新制度における一般社団・財団法人と公益社団・財団法人の関係



## 公益社団法人

- ◇ 一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができる。
- ◇ 認定の申請は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行う。



## 公益目的事業

学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。(トップに 1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業)

## 一般社団法人(公益社団法人の前提)

- ・事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- ・定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- ・行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、必要最低限な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

1. 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。
2. 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。
3. 定款は設立時社員が作成、公証人の認証が必要。

## 一般社団法人の機関設計(公益社団法人の前提)

①	社員総会	理事			
②	社員総会	理事		監事	
③	社員総会	理事		監事	会計監査人
④	社員総会	理事	理事会	監事	
⑤	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

: SICEの場合

- 正会員・学生会員・賛助会員の会員制度には何らの変更なく、移行可能
- 代議員制は、役員＋評議員(理事会推薦)から代議員(理事会独立で全正会員投票)へ
  - ◇ 理事(任期2年以内)は必置。理事(代表理事)は法人を代表し、業務を執行
  - ◇ 理事会、監事(任期4年、定款で2年まで短縮可)の設置は任意(理事会、会計監査人を置く場合は監事必置)
  - ◇ 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。
  - ◇ 理事、監事、会計監査人は、社員総会の決議によって選任。再任可。

## 公益法人制度改革のスケジュール

### (制度は)

- 2006年(平成18年)  
6月 公益法人制度改革関連三法公布
- 2007年(平成19年)  
4月 「公益認定等委員会」の設置  
9月 関係政省令の公布  
12月 平成20年度税制改正案の内容決定
- 2008年(平成20年)  
4月 運用指針(ガイドライン)公表  
12月 関連三法(新制度)の施行
- (移行期間(5年間)):  
現公益法人は「特例民法法人」  
として「一般社団法人」みなして  
現行通りの事業運営が可能
- 2013年(平成25年)  
11月 移行期間終了(移行しないと解散)

### (SICEは)

- 2006年(平成18年)  
事務局が日本工学会事務件にて制度研究
- 2007年(平成19年)  
11月 拡大理事会で新制度の勉強会
- 2008年(平成20年)  
5月 新公益法人対応準備委員会発足
- 2009年(平成21年)  
5月 特別役員・評議員懇談会  
8月 臨時総会にて移行基本計画承認
- 2010年(平成22年)  
1月 移行認定申請理事会承認  
2月 同 定時総会承認  
4月 移行認定申請  
9月 認定  
10月 新法人登記

## 「公益」移行の理由

### 1. SICEの存在価値から

“学術及び科学技術の振興”という公益事業を行う、計測と制御とシステムインテグレーションの分野の日本を代表する学会として、“公益”社団法人と社会的に認知されることで、個人会員および賛助会員の学会参画の価値を高める。

### 2. SICEの非営利、公益性から

SICEの事業および財務から非営利、公益性は明らか

(公益移行がきわめて困難なら別)

(公益認定基準維持がきわめて困難か、大きなリスクがあるのなら別)

### 3. 課税リスク回避から(消極的理由)

万一税務当局から、“課税対象事業”(=「収益」)とされた場合の税制面で優位

### 4. 「一般」でも制度設計は「公益」なみ(消極的理由)

制度設計だけでなく、「一般」でも“公益”に準じた財務設計をしておくべき



## 公益認定基準とSICEとしての評価

- **経理的基礎および技術的能力の実際的な検証**  
⇒ 習熟とシステム化で**対応可能**
- **事業区分の決定と収支相償の見通しの確認**  
⇒ 全事業の内閣府ガイドライン区分への**マッピング**  
シミュレーションを経て  
**認定申請資料では、**  
**収入180百万円に対し支出194百万円でOK**
- **公益事業比率50%以上の見通しの確認**  
**認定申請資料では、79.5%でOK**
- **代議員・理事選出制度（理事会から独立して）**  
⇒ 現在の方法から大きく変更要だが**実現可能なことの検証済み**
- **支部および部門の制度設計上の法令・ガイドライン遵守と実態運営の整合の見通しの確認**  
⇒ 委員会と同レベルの制度化を現状を変えない運用で**実現可能** 9

# 新法人定款の要点

## 第4条 事業

- 1) 研究集会、講演会および教育・育成のための講習会など
- 2) 調査・研究および資料収集
- 3) 技術者の資格認定・付与
- 4) 啓発・普及のための体験活動など
- 5) 表彰およびコンクール
- 6) その他の本会の目的を達するための事業

- ・公認委ガイドに忠実に
- ・現在及び近未来に事業として行わないものは、事業として記載せずに申請する。必要が生じたら定款変更を行い、公益事業区分変更の申請行うこととする。

## 第5条 会員・社員＝代議員 (1)

### 1) 正会員

社員総会において別に定める会費を納める者

・フェロー会員は、もちろん正会員

(注：現行のフェロー制度（称号授与）は、会員制度とする。)

### 2) 名誉会員

名誉会員に社員総会で推薦された正会員

(会費支払い義務猶予)

### 3) 学生会員

在学生であって、社員総会において別に定める会費を納める者

### 4) 永年会員

50年在籍正会員であって社員総会で選任された者

(会費支払い義務猶予)

### 5) 賛助会員

本会の事業を援助する企業団体または個人で、社員総会において別に定める会費を納める者

## 第5条 会員・（社員＝代議員） （2）

### 代議員制の5要件

- (1) 代議員の選出制度の骨格を定款で定める。
- (2) 全正会員・名誉会員に、平等な選挙権及び被選挙権
- (3) 代議員選挙が理事及び理事会から独立
- (4) 代議員が法律上認められた各種訴権を行使中は、任期が終了しないこと
- (5) 全正会員に代議員と同等の情報開示請求権を付与

**定数：正会員・名誉会員から概ね50名に1名  
（6,000名で定数120）**

**任期：2年**

**補欠選出も可能**

## 第12条 社員総会

### 社員総会の決議事項

- 1) 会員の除名（2/3条項）
- 2) 理事、監事の選任又は解任 監事解任（2/3条項）
- 3) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書
- 4) 理事および監事の報酬等の額
- 5) 定款の変更（2/3条項）
- 6) 解散（2/3条項）および残余財産の処分

書面議決権（電磁的方法もOK） 代理人可能

## 第23条 役員

- 1) 理事21名以上30名以内
- 2) 外部理事3名以内（理事の内数）
- 3) 監事3名以内
  - ・ 理事のうち1名を会長、2名を副会長、15名以内を常務理事とする。
  - ・ 会長＝代表理事
  - ・ 理事全員が業務執行理事（会長および外部理事を除く）

### ○善管義務

- 法人に損害を与えた場合には、損害を賠償責任
- 特に必要と認める場合には、理事会の決議で免除できる
- 公益認定を取り消された法人の業務執行理事がいると  
欠格事由に該当し公益認定を受けられない。

## 第32条 理事会

### 理事会の職務など

- 1) 業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 代表理事＝会長および業務執行理事の選定及び解職
- 4) その他社員総会において決議された職務および法令で定められてた委任された職務
- 5) 業務執行理事は3ヶ月に1回以上、理事会に自己の職務の状況の報告
- 6) 監事は出席し、意見を述べる

- 会長が招集
- 事業年度毎に6回以上開催する。
- 議長は、会長
- 決議は、理事の過半数出席し、過半数で  
**実出席（音声即時伝達電磁手段含む）のみ**



## 第39条 支部・部門・委員会

**定款には、簡単な定めで「支部、部門、委員会」を必要に応じ、「理事会の決議により」設けることができる。**

**注：「法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要がある」**

**⇒定款には設けず、それぞれの組織規程で同等の定め**

**⇒支部長、部門長、委員会委員長は、理事会で選任**

**（「重要な使用人」（は、事務局長のみ）とはしない。）**

**現行の組織・運営を継続する原則とするが、業務執行権をもそれぞれの担当業務執行理事と支部協、部門協、委員会の責任範囲を明確に区分すること。**

**第41条 事業計画・予算**  
**第42条 事業報告・決算**

**事業計画・予算 会長が作成⇒理事会承認**

**事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資**

**事業報告・決算 会長が作成⇒総会承認 (監事監査要)**

- 1) 事業報告、2) 事業報告の附属明細書 (報告のみ)
- 3) 貸借対照表
- 4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- 5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書)
- 6) 財産目録

## その他 (公益認定取消し、清算、職員・事務局長、附則)

### 公益認定取消し

社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当を、1箇月以内に、公益社団法人等、国、地方公共団体に贈与。清算の場合も同様

### 事務局長（「重要な使用人」）

会長が、発令（職員も会長発令）

（なお、理事の再任は可能なので、将来の常勤理事には対応可能）

設立時代表理事（会長） = 登記前日現法人会長

理事・監事 = 登記前日現法人理事・監事

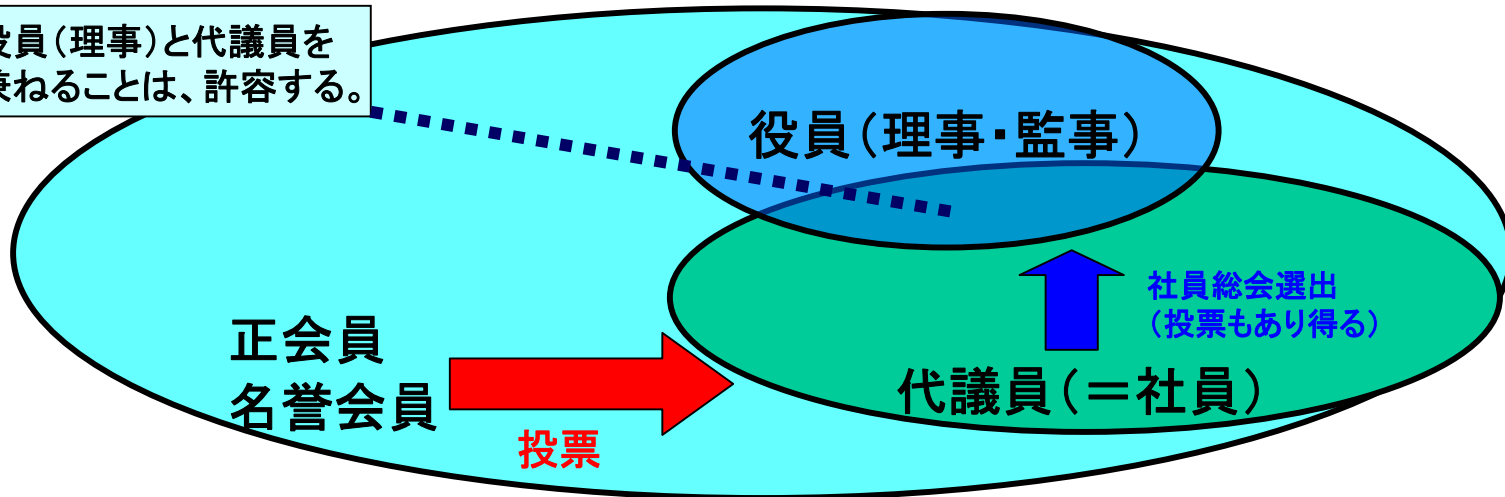
代議員 = 代議員予定者

（いずれも定款変更案附則に個人名で記載）

# 新法人の運営の要点

## 代議員・役員選出（１）

役員（理事）と代議員を兼ねることは、許容する。



候補者推薦委員会（「候推委」）

選挙管理委員会（「選管」）

- ・SICEの法人運営にとって適材の代議員、特に役員（は正会員から）は欠かせない。
- ・理事会から独立の、「適任候補者」を選ぶ「候補者推薦委員会（候推委）」を置く。
- ・代議員は、正会員全員が平等に投票・被投票権を持つので、選管中心で候推委は従。
- ・役員は、社員総会で選ぶといっても候補者リストは必要で、その作成が候推委の役目
- ・候推委の委員は理事会で選ぶことはしない。社員総会で選出する。
- ・候推委は、理事会の意見を聴取し、参考にすることはできる。
- ・選管は選挙事務なので、理事会から従属でも良いが、規程で委員を決めて置く。

## 代議員・役員選出（２）

### 法令・定款レベルの条件：

- ・理事会から独立
- ・正社員・名誉会員の中から公平・公正な  
正社員・名誉会員による投票で
- ・任期2年

前年度総会にて正会員から選任（隔年）

選挙管理委  
（候補者推薦委）

（立候補者受付）  
（候補者推薦）

代議員候補者名簿  
（選管委にて審査後、正会員に対して公示）

代議員選挙  
（正会員・名誉会員による投票）

代議員選出

当該年度総会にて承認（隔年）

### 法令・定款レベルの条件：

- 役員=理事、外部理事、監事
- ・理事会から独立
- ・社員総会で選出
- ・任期2年（半数改選も可能）

前年度総会で正会員から選任（毎年）

選挙管理委  
候補者推薦委

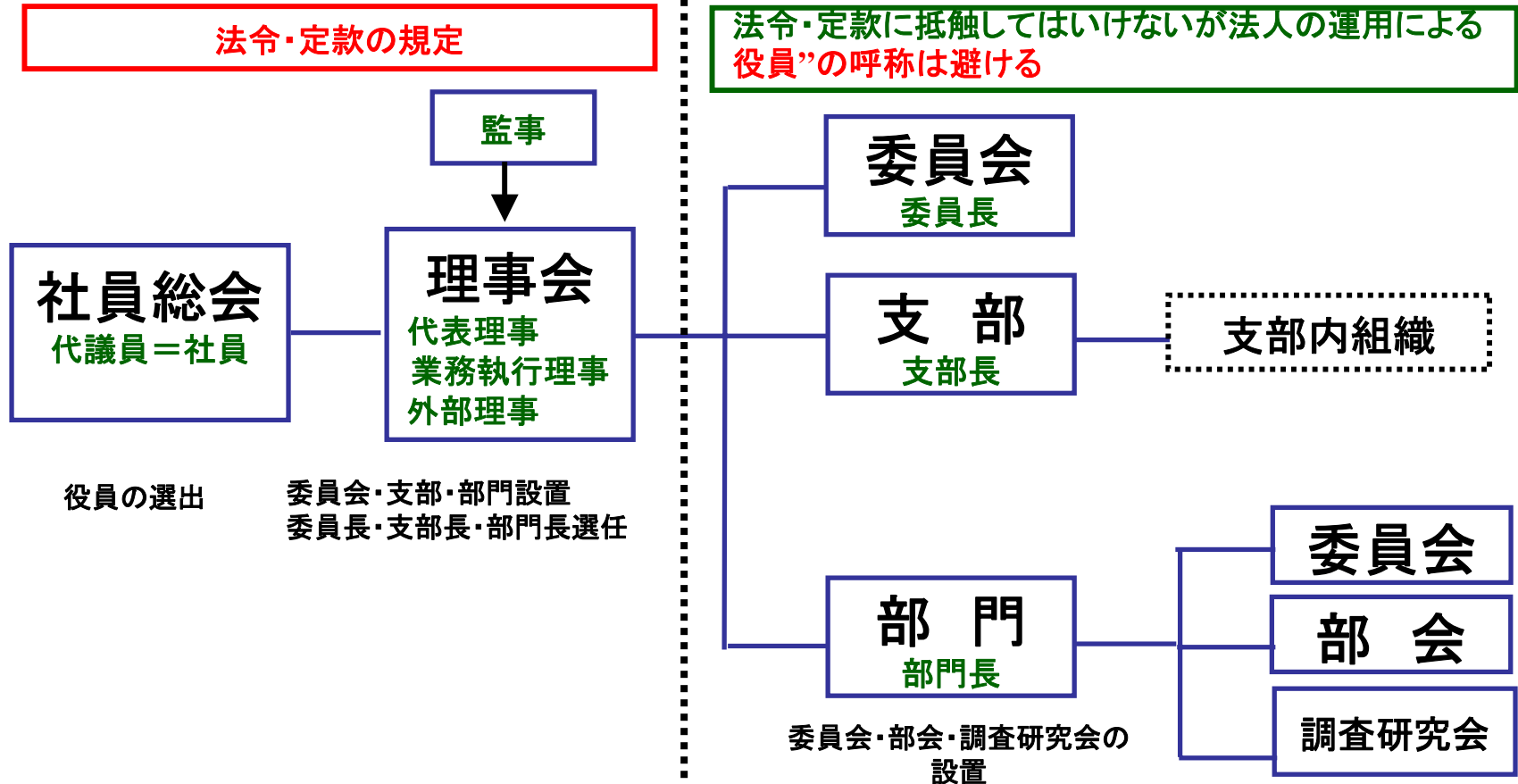
役員候補者名簿  
（選管委にて審査後、社員総会に提示）

役員選出（投票もありうる）  
（代議員による選出）

当該年度総会にて選出（毎年）

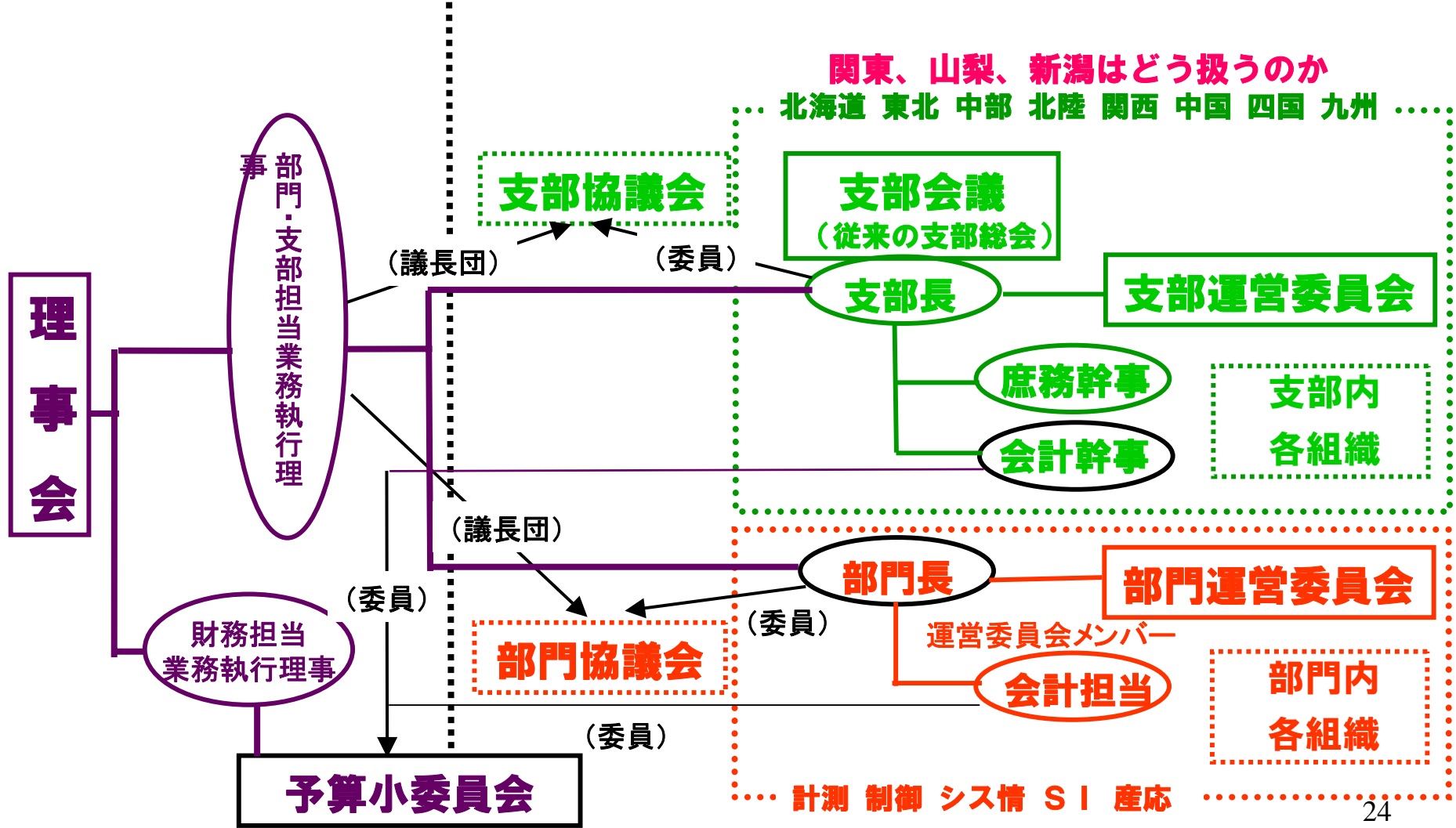
- \*現在のところ、2010年6月～8月認定・登記を想定（設立時は、新制度での代議員・役員で）
- \*新制度での最初の代議員は、2009年12月末までに候補者決定、2010年1月下旬の投票で選出（なお、新制度での最初の役員は、2010年2月の定時総会で選任される役員で継続する。）
- 注：最初の代議員は、停止条件付き選出。認定後の登記完了までは現制度の評議員・役員で。

# 新法人における部門・支部（・委員会）（1） 組織概略



委員の選任は、委員長、支部長、部門長によって選任されるが、理事会での報告と承認が必要

# 新法人における部門・支部（・委員会）（2） 部門・支部の組織概略





## 新法人における部門・支部（・委員会）（3） 部門・支部の組織と運営のポイント

### 極力現行制度と変わらない運用で運営する

#### 新制度で法令上はずせないこと

1. 理事会・業務執行理事の権限を侵さない。
2. 会計は、新法人全体で一本である。

#### 支部の要点

- 全体組織と紛らわしい名称は使わない。
- 支部運営委員会において業務執行理事との連携を取る。
- 支部会議（従来の総会）は、支部運営委員会は、「業務執行」の議決を行わない。

#### 部門の要点

- 部門運営委員会は、「業務執行」の議決を行わない。
- 会計担当をおく。

#### 共通の要点

- 8支部をカバーするための業務執行理事の体制を検討する。（部門・支部担当業務理事制も有力か？5～6名で8支部を）
- 協議会には、業務執行理事が加わり議長団となるが、業務執行理事と協議会（法律に定めのない機関（会議体））を混同しないこと。協議会で「業務執行」の議決を行わない。

## 新法人における部門・支部（・委員会）（４） 部門・支部の会計運用のポイント

### なるべく現状の会計運用を変えない方針で

- 従来通り、部門・支部の収支計算書、財務諸表（正味財産増減、貸借、財産目録）を作成し、運用する。予算策定や決算実務上も必要
- 支部・部門の会計幹事・会計担当は、法人全体の財務担当業務執行理事が委員長である予算小委員会の委員となり、支部・部門に関する収支・資産・負債の業務を担当する。予算策定、決算確定も同様。

### 法人全体で一本の会計の原則から

- 支部・部門は、予算小委員会で策定し、会長が編成し、理事会が承認した法人全体一本予算のうち、支部・部門に関するものの実行に必要な分を、運用上の支部・部門会計とみなして予算を執行する。